

現行法で診断士活用を

道路橋有識者会議で要望

東京都

東京都は、国に対して橋りょうの定期点検体制の法制度化に向け取り組みでいく方針だ。現行の道路法では、橋りょうの定期点検に関する法制度が整っておらず、都道府県は独自の点検要綱もしくは、国が定める点検要綱に従っている。これを受け都は、橋りょうの定期点検をコンクリート診断士や土木鋼構造診断士、構造物診断士が行うことなどを現行法に盛り込むよう、国に強く要望していく考え。

12日に開いた「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」(座長・田崎忠行日本高速道路保有・債務返済機構理事)で都は、▽国、都道府県、区市町村が連携した橋りょう点検・診断体系の構築▽橋りょうの点検体制(点検・診断士、点検方法等)についての法制度化▽橋りょう関連技術者の育成及び技術の継承▽橋りょうマネジメント技術の開発及び周知▽海外の橋りょう維持管理技術及び事例の調査及び技術連携▽

民間及び各高速道路株式会社が保有する技術力の生かし方を国に提案。2割弱にとどまる市町村での定期点検促進や安全性・耐久性を高めるため、コンクリート診断士、土木鋼構造診断士などの有資格者が定期点検を行うこと、点検内容や点検頻度を含めた点検体制を現行法に盛り込んでいくよう強く求めている。

このほか、都が実施する「道路アセットマネジメント」を参考に、定量的な判断で効率的・効果的な投資判断を行うことができるマネジメント手法を導入し、予防保全型管理を積極的に推進する

必要があるとした。そのため、米国が導入したPOINTTSなどのデータベースや橋りょうマネジメントを調査するとともに、大阪府や青森県らが導入している事例を検証するよう訴えている。

都建設局によると、都内の1248橋(同局管分)を今年度から3か年に渡り定期点検を実施する予定で、このうち27橋(進捗率22.2%)が既に点検済み。定期点検は、5年に1回の割合で実施しており、橋りょう構造の腐食、ひび割れ、コンクリートの亀裂など31項目に分けて点検している。

点検体制が整っている諸外国では、点検マニュアルを基に、有資格者が2年に1回点検すること義務付けられている。